

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 こども応援隊
所 在 地	尼崎市南武庫之荘1-8-7
評価実施期間	平成25年4月15日 ～ 平成26年7月16日 実地（訪問）調査日 平成25年1月15.16日 / 平成26年6月25日
評価調査者	HF06-1-0034 HF10-1-0016 HF06-1-0037

※契約日から評価
 結果の確定日まで

2 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： （施設名） 同朋住吉台保育園	種別： 保育所
代表者氏名： （管理者） 西口 昭子	開設（指定）年月日： 平成 15年 4月 1日
設置主体： 経営主体：社会福祉法人 同朋福祉会	定員 （利用人数） 60名
所在地：〒658-0062 神戸市東灘区住吉台25-7	
電話番号： 078-8496-6011	FAX番号： 078-846-6012
E-mail： sumiyoshi@mtg.biglobe.ne.jp	ホームページアドレス： http://www7f.biglobe.ne.jp/~dohosumi yoshi

(2) 基本情報

理念・方針 同朋福祉会創立者 江川義清の「人は大切、子は宝」の理念のもとに、乳幼児を保育する中で子どもの最善の利益を追求し、積極的に福祉の増進を図る。						
力を入れて取り組んでいる点 『自然とのふれあいを大切にする保育園』『子どものすこやかな発達を支援する保育園』『地域の利用者の方と共に成長する保育園』『育児支援・就労支援をする保育園』を目指して事業を展開しています。						
職員配置 ※（）内排働	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
	園長	1（ ）	2歳児担任	2（ ）	事務主任	1（ ）
	主任保育士	1（ ）	3歳児担任	1（1）	調理員	1（ ）
	0、1歳児担任	3（2）	4、5歳児担任	2（ ）	栄養士	1（ ）
施設の状況 H15年神戸市が待機児童解消のために廃止された公的遊休施設（市立幼稚園）を改修し、保育所整備した公設民営である。						

3 評価結果

○総評

◇特に評価の高い点

理念・方針は全職員が周知し、「人は大切 子は宝」からなる理念・方針・信条・課程への一連の流れを組み入れ保育されていました。

法人本部と連携した「行動計画委員会」では、就業状況を改善する具体的なプランがあり職員が働きやすい環境作りに取り組む姿勢がありました。

定期的アンケートをとり、質問や意見に対して、全てに回答し改善を行うことで、利用者満足の上昇及び保育の質の上昇に反映が来ています。

毎月の園だより、クラスだよりでは、子どもの様子が分かりやすく記載され、細やかな情報の提供は、保護者への安心、信頼となっていると思われます。

◇特に改善を求められる点

事業計画・中長期計画、地域との連携、各種マニュアルはビジョンや課題や問題を明確にし、策定されていまして、更なる内容の充実と見直し、評価を継続的に行うことで、質の上昇につながると考えられます。

また、保育の標準的なマニュアルは、更に具体的な表現をされることで、日常的に活用が反映されて、保育や対応の標準化が図られると考えられます。

○ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたって、職員が一丸となって取り組むことができました。また、職種関係なく全職員で自園の取り組みを共通理解することもできました。安心して利用頂けるよう 今後も日々努力してまいります。

○各評価項目に係る第三者評価結果 (別紙1)

○各評価項目に係る評価結果グラフ (別紙2)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	a
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員等に周知されている。	a
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 法人理念を「人は大切 子は宝」と明文化し、園のしおりやホームページ、事業計画などに記載され、保育や地域に対する使命や考え方を読み取ることができる。
- 理念に基づき、「保育信条」「保育の基本方針」を明文化し、家庭や地域との連携や子育て支援の社会的役割などを具体的に表し、園のしおり、ホームページ、事業計画に記載されている。
- 職員会議（月1回）で理念、職員の心得、信条の周知と共通理解を行っている。
また、法人研修や園内研修でも継続的な取り組みが見られる。
- 保護者へは入園時に園のしおりを用いて説明を行い、ホームページや事業計画、法人誌、園だよりでも理念が記載されている。
また、関係機関に法人誌等の資料を配布し周知を図っている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	a
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	a
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 「同朋住吉台中長期単年度計画」を策定し、利用者・職員・社会・事業活動に関する基本姿勢を明記し、サービスの質の向上・人材育成・地域との共生・組織統治の確立など具体的な内容になっている。
- 「中長期単年度計画」に基づき、「事業計画」を策定し、計画を実現するために、子どもの発達・保育内容・保育の計画及び評価・健康及び安全・保護者に対する支援・職員の資質向上の実践目標を定めている。

- 「事業計画」は、リーダー会議や月案会議、職員会議などで策定し、評価、見直しも行われている。
- 「事業計画」は、職員会議等で確認するなど、継続的な取り組みを行っている。
- 「事業計画」を掲示したり、懇談会などで保護者に説明している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

特記事項

- 管理者である園長の役割と責任は、「職員構成図」「業務分担表」「運営管理規定」に記載し表明している。
- 園長は、保育園連盟・社会福祉協議会の研修に参加し、法令や経営に関する理解を深め、職員会議などで、職員に周知を行っている。
- 園長は、質の向上の為に職員会議、ケース会議・リーダー会議・月案会議・給食会議・委員会活動などの体制を構築し、自らも参加して指導力を発揮している。
- 法人本部や税理士と連携しながら、人事、労務、財務の分析を行っている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査等が実施されている。	a

特記事項

- 法人内園長会や子育て支援部と連携し、社会福祉事業の動向を把握している。また、地域の保育ニーズや環境の変化、地域の特徴、子ども数などの情報を収集・分析し、中長期計画に反映している。
- 定期的に法人内園長会を開催し、コストや在園時の推移の分析を行っている。また、事業計画にも備品関係の購入の有無など記載し、職員会議、食育会議等で検討している
- 月一回外部の税理士により、会計確認を行い、指導や指摘により改善を行っている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れを適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入と育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

特記事項

- 民間保育等職員数計算式で必要人数を確保し、「職員構成図」や事業計画のクラス編成で人員体制を作成している。
- 人事考課の目的を明確にし、個別面談を行い、職員は自己評価（自己申告書）を作成し、園長が指示・指摘をするなどのフィードバックも行われている。
- 法人での行動計画委員会があり、「社会福祉法人同朋福祉会の行動計画」として、「年次有休休暇の取得率を前年度より10%向上させる」「残業を抑制する業務体制の見直しを実施する」ことの目標を掲げ、働きやすい環境作りをする仕組みが構築されている。

- 勤労者福祉共催への加入、職員旅行・親睦会など福利厚生事業への積極的な取り組みがみられる。
- 基本方針には、人材育成について明記されており中長期計画や事業計画に「職員の資質向上」についての計画を作成し、体制を整えている。
- 職員の経験年数や担当クラスなどを反映した、職員個別研修計画を作成し、必要な知識や技術の習得を図っている。
また、園内研修では法人内のスーパーバイザーを招いての研修なども行っている。
- 研修終了後、研修報告書を作成し、職員会議で発表している。
研「実習生受け入れマニュアル」があり、意義・方針を明文化している。
主任が担当者としてオリエンテーションを行い、実習生個別プログラムを作成し計画的に学べる体制を整えている。
また、養成校と覚書を取り交わし、情報交換や意見交換などを行っている。修報告に基づいて園長、主任が研修内容を分析し計画の見直しなどを行っている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
II-3-(1)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対処方法については、全職員にも周知している。	a
II-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している	a

特記事項

- 「不審者対策・怪我事故対応・感染症等」のマニュアルが整備されている。
リスクマネジメント委員会があり、定期的な検討、見直しを行い、職員会議での共有や回覧などで共通理解を行っている。
- 安全確保のための「災害対応（地震・火事）・警報発令対応マニュアル」を作成している。
また、保育園が地域の一時的避難所となっており土砂災害などを含む災害時の影響も把握し、AEDや非常食の備蓄も整備されている。
- 事故予防のため、「設備安全チェックリスト」で毎月安全確認を行っている。
事故が想定される事例として「ヒヤリマップ」を作成し、園に掲示するなど、園全体で事故防止の意識を高めている。
- 食中毒の予防・発生・対応をするために、「食中毒防止マニュアル」を作成し、年1回研修と見直しを行っている。
- 「不審者対策マニュアル」があり、年1回研修と見直しをしている。
また、警察と連携し、防犯訓練を行っている。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 「中長期単年度計画」に「社会に対する基本姿勢」を明示し、地域との基本的な考え方を明確にしている。 園が主催するクリーン大作戦やデイサービスへの訪問・児童館学童との交流などの地域とのかかわりがみられる。 また、民生・主任児童委員との連携や渦が森プラザなどの連絡会参加など地域団体との連携も積極的に行っている。 ● 地域の子育て家庭に対して、子育て支援として、ほんわかクラブを開催し、リズム運動や、交通安全、歯のお話など、子育て支援活動を行っている。 また、利用者からの相談があれば、随時対応できる体制を整備している。 ● 「ボランティア受け入れマニュアル」が整備し、意義、方針が明文化されている。 現在、ボランティアの受け入れを行い、植栽や園庭整備などの協力を得ている。 ● 子どもに関する、関係機関のリストを作成し、保護者に必要な情報は玄関や掲示板で提供している。 ● 地域の関係団体が参加する渦が森プラザ（児童館・民生・小学校）やくるくるバスを守る会（地域・小学校）での連絡会を定期的に参加している。 「虐待防止マニュアル」が整備され、神戸市、こども家庭センター（児童相談所）と連携体制が整備されている。 ● 渦が森プラザやくるくるバスを守る会や児童館・ほんわかクラブなどで子育てニーズの把握に努めている。 園長は児童館の館長も兼務しており、地域福祉ニーズの情報の把握を積極的に収集している。 ● 地域の福祉ニーズに基づき、一時保育の受け入れや、ほんわかクラブなどの子育て応援事業の充実を図っている。 また、子育て支援に関して、毎月計画を立て、評価、見直しを行っている。
--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みを確立し十分に周知・機能している。	a
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの人権を守るために」をスローガンにして、人権を否定し、権利を奪ったり、差別をし、自尊心を傷つけないと明記し掲示している。 また、「一人ひとりを尊重した保育」という内容で園内研修会を行い、グループワーク形式で職員の意見を取り入れ、共通理解をもつための取り組みが見られる。 ● 個人情報の保護に努めますという内容の「プライバシーについて」を掲示し、プライバシー保護についての姿勢を示している。 保護者には、写真やビデオの掲載についての「個人情報につきまして」を配布し、「同意書」の提出をしてもらっている。 また、「守秘義務（プライバシー）遵守マニュアル」があり職員会議や新任研修で周知し、離職後の守秘義務も含めて、職員は「誓約書」を提出するなどの取り組みを行っている。 ● 子どもや保護者の意向を把握するために、クラス懇談会（年2回）・個別懇談会（6月）を行っている。 また、「保護者アンケート（サービス満足度）」「給食アンケート」にて情報を収集し評価分析を行い、全ての内容についての回答を配布している。 ● 入園のごあんないには、「ご意見、ご要望、苦情をお述べになる機会について」を明示し、保護者に周知をしている。 掲示板には「お子様への心づかいは精一杯しているつもりですが、まだまだ気づかないことがあると思います。教えて下さい」と職員一同からのメッセージが掲げられている。 ● 入園のごあんないや掲示板に「苦情・要望・苦情申出窓口の設置について」を掲載し、仕組みや内容を保護者に周知をしている。 また、「福祉サービスに関する苦情解決規程」があり、「苦情解決についてのマニュアル」や「苦情・相談体制の見直しチェックポイント」などを職員に周知している。 ● 保護者からの意見に対しては、「要望、意見、苦情発生、解決報告書」を提出し、苦情内容、申出者の対応・反省など具体的に記録している。 また、「苦情申し出のお知らせ」として、対応した内容や園からの報告を文章にして配布したケースも確認できた。 苦情については、全て法人役員会に報告し、組織として情報の共有と改善を図っている。
--

III-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
III-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
III-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a
III-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
III-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a
III-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
III-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
III-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
III-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者評価については、平成17年3月・平成21年8月と今回の受審も含めて、定期的な取り組みが行われている。 また、法人内施設で相互評価をする「保育サポート」や施設内では、「自己評価」「自己申告書」「職務基準書」を活用した自己評価の取り組みがみられた。 ● 「保育サポート」の結果については、改善点を一覧表にして「ケース会議」などで話し合わせ、「改善実施計画」を作成し、課題・改善策・実施内容を明確するなどの取り組みが行われている。 第三者評価結果については、WAMNETに掲載し公表されていることが確認できた。 ● 「同朋住吉台保育園職員の心構え」を作成し、法人目標・保育理念・保育目標・心構えなど新任研修やケース会議にて周知している。 また、「同朋住吉台保育園職員の心構え」には、保育についての具体的な内容があり、一日の流れや役割分担など朝の受け入れ・園庭、園外・各クラスにおいての実施方法が明記され共有している。 ● 「同朋住吉台保育園職員の心構え」については、年度始めに「ケース会議」にて話し合わせ、見直しをしている。 ● 入園面接の際には、「児童記録票」「乳児発達状況記録表」により子どもの状況を把握し、入園後は「児童票」を作成し記録している。 また、「経過記録」「ムーブメントアセスメント」「虐待サイン発見チェックリスト」などで定期的に一人ひとりの子どもの情報を記録している。 ● 「業務分担」に文書管理責任者を園長として管理体制を明確にしている。 ● 「運営管理規程」では、文書の取り扱いについて明記し、文書の管理や備えるべき帳票及び保存年限が定められている。 また、個人情報の開示については、「個人情報保護規定」に「個人情報の開示・開示の申出に対する通知等」において規定している。 ● 毎月「ケース会議」を開催し、「家庭の状況」「経過記録」を活用し話し合いを行い、情報の把握や共有をしている。
--

III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
III-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
III-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
III-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の情報誌を毎年作成し、パンフレットや「ごあんない」、ホームページにおいて、利用希望者に情報提供をしている。 また、法人の情報誌に関しては、保護者や地域のバス会社・民生委員・銀行・区役所・嘱託医に配布をしている。 ● 入園説明の際には、「ごあんない」を活用して保護者に説明をしている。 保育開始にあたっては、児童記録票の確認・法人理念・配布物一覧などの説明について同意書を得ている。 ● 転園する場合は「退所児の引き継ぎ」の文章があり、家族構成・子どもの様子・アレルギー疾患・持病・保険加入などを記載し、保護者を通じて、引き継ぎできるようにしている。 また、卒園に際しては、「保育を終了されます利用者へ」を配布して、卒園後も相談などに応じることを表している。
--

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
III-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
III-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	a
III-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの状況把握のため、入園の際には、行政からの保育所入所申込書に基づいて、「児童記録票」「乳児発達状態記録票」を作成している。 「児童票」に関しては、毎年保護者に返却して修正してもらい、最新情報の把握を行っている。 ● 「保育フロー図」があり、法人の基本理念・基本方針・運営方針の実現に向けて、保育理念保育信条・保育の基本方針・保育目標・保育課程に基づき、年間指導計画・月案・週案へと一連の流れが理解できるように表している。 乳児に関しては、月案に個別指導計画が立てられ、一人ひとりの発達や状況に応じて作成されている。 ● 毎月「月案会議」を開催して計画の見直しと策定が行われている。 「月案会議」は、先月の月案を参照して、評価反省を行い、次月のねらいや問題点・課題についての意見交換や連絡事項の確認が行われている。

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果
A-1-(1) 養護と保育の一体的展開	
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	a
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
A-1-(2) 環境を通して行う保育	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人物・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(3) 職員の資質向上	
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 保育課程は、児童憲章、保育理念、方針、地域の様子、子どもの姿などを踏まえて作成されている。 また、見直しは、職員参画のもと年度末に行っている。 ● 「保育環境についてのマニュアル」の中に「環境の整備」「相応しい環境」があり、湿温度や手洗いの清潔を記載している。 個別指導計画を作成し、一人ひとりの子どもに応じた評価、関わりを記載され、実際にスキンシップを取り、丁寧にかかわる姿が見られた。 また、「衛生管理マニュアル」が整備され、「おむつを替える手順」次亜塩素酸ナトリウムの希釈の仕方をトイレに掲示するなど、衛生管理に配慮している。 ● 子どもの育ちや相談は、「健康記録ノート」により保護者と行われている。 月の指導計画の中に、一人ひとりの養護と教育へのかかわりが記載され、子ども自ら着脱や排泄を行えるように配慮をしていることが確認できた。 ● 子どもが自ら遊びに取り組めるように保育室には、絵本、ままごと、ブロック、画用紙、折り紙、色鉛筆、マーカーなどのコーナーがある。

4. 5歳児は、異年齢のグループで考えた保育園の「ヒヤリハットマップ」を制作するなどの活動がみられた。

また、保護者や小学校、地域の方に「お山の大運動会」「お山の発表会」などを活用し、子どもたちの活動を知らせている。

- 年間指導計画の中に就学に関する事項が記載され、小学校交流として一年生と一緒に遊ぶなどの取り組みが見られた。

2月のクラス懇談会にて「小学校就学にむけて」の話をを行い、保護者が小学校生活に見通しを持てるようにしている。

小学校と意見交換会を行い、入学までに出来ておくの良いことなどを話し合っている。

- 「保育環境についてのマニュアル」の中に「環境の整備」「相応しい環境」があり、保育室の色彩や音、食事、睡眠、清掃についてが記載されている。

コーナーあそびがあり、一人ひとりがくつろぐことができるように工夫されている。

また、トイレには、子どもが自分でパンツをはけるような配慮がされている。

- 「子どもの人権に対する十分な配慮について」のマニュアルがあり、傷つけたり、意欲を損ねないようなかかわりが記載されている。

おもしろしをした場合は、他の子どもに見えないように配慮したり、子どもが傷つかないように言葉がけをしたりしている。

毎日、戸外に出る時間が確保され、様々な遊具を使ったムーブメント（運動あそび）も行われている。

- 保育室には、年齢ごとに興味・関心を持てる玩具・遊具が用意され、「おもちゃ委員会」により、手作りおもちゃを作成している。

また、当番活動があり、3歳児＝保育士の手伝い・4歳児＝机拭き・5歳児＝給食当番など年齢ごとに役割が果たせるような取り組みがある。

- かぶとむし、すずむしなど、身近な昆虫に接し、子どもが興味をもてるように絵本や図鑑が用意されている。

園周辺の公園やダムなどに出かけて、地域の人に触れ合い、自然に興味を広げられるような活動を行っている。

- 保育室には、絵本や色鉛筆、折り紙、画用紙、楽器など、いろいろなコーナーがあり、子どもが自分で選んで遊べるようにしている。

また、あいうえお表や食器の配置の仕方などがひらがなで書かれている。

- 毎月「ケース会議」「月案会議」において、保育実践を振り返り、保育の改善に反映している。自己評価ガイドラインに基づいて「自己評価」を行ったり、法人内「保育サポート」により、第三者評価の保育内容について話し合われたりしている。

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
A-2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状況に応じて実施している。	a
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの人権に対する十分な配慮について」のマニュアルがあり、保育士が使ってはいけない言葉や子どもが大人に意見をはっきりと言うなどが記載されている。 泣いている子どもに、話を聞いたり、抱いたりする姿が確認できた。 ● 「すこやか児個別計画」があり、一人一人の子どもに合わせた、計画が立てられ、保護者と連絡を行い、必要に応じて専門機関より相談を得ている。 また、保護者から相談に応じて、こども家庭センターなどの情報を伝えている。 車いす用の簡易のスロープを用意するなど、障害に合わせた環境への配慮をしている。 ● 長時間保育を行うにあたり、様々なあそびができるようにコーナーを作り、異年齢児とも関わられるようにしている。 一人ひとりの名前が記載された「伝言ボード」により、職員間の引き継ぎや保護者への伝達が行われている。 ● 子ども一人ひとりの健康状態は、「子どもの健康チェックマニュアル」により、把握され、体調のすぐれない子どもには、柔軟に対応している。 健康管理・保健内容・予防関係・家庭との連携・健診・職員の健康管理が記載された保健計画が作成されている。 ● 野菜を栽培し、いちごを収穫して食べたり、収穫したサツマイモをクッキングで料理したりしている。 落ち着いて食事ができるように言葉をかけ、個人差や食欲に応じておかわりを用意している。 ● 調理担当者が、毎日喫食状況を見たり、子どもたちと会話をしたりしている。 また、献立は、旬の物（水菜・柿など）、行事食（七草粥・黒豆・雑煮など）を取り入れている。

- 健診の結果は、経過記録に記録し、保護者に伝えられている。
健診結果を「保健計画」に反映させ、手洗い、うがいや歯磨きの指導を行っている。
- 「神戸市のアレルギーの手引き」に基づき、医師の指示のもとに対応している。
食事は代替食を行うなど、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- 月一回の食育会議にて、衛生管理について話し合いを持ち、「大量調理マニュアル」をもとに研修を行い、見直しもしている。

A-3 保護者に対する支援

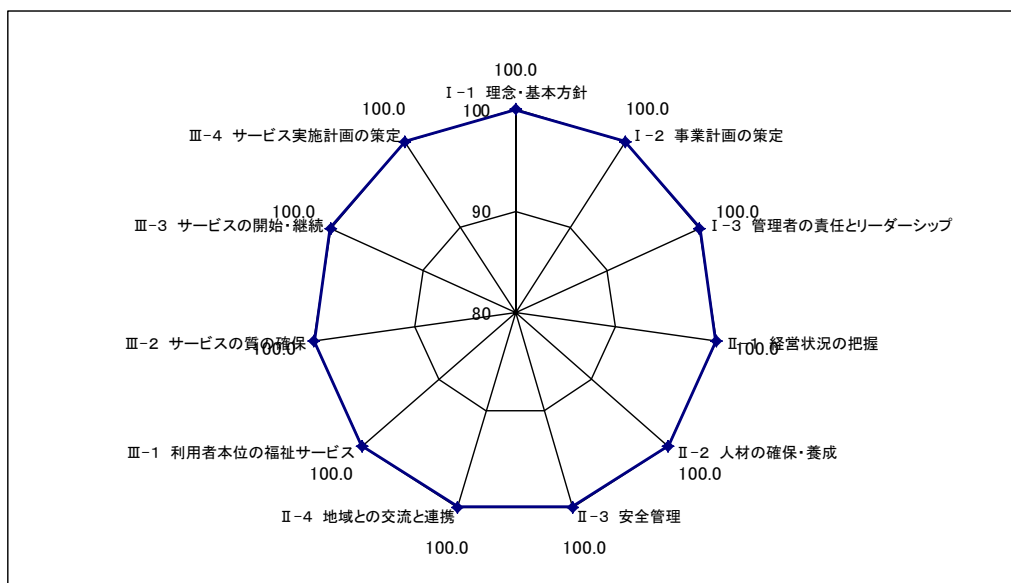
	第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携	
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得ているための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

特記事項

- 「おおきくなーれ」（給食だより）にレシピ・食事の様子・3色食品群を掲載し、食の大切さを伝えている。
保護者には、献立表・サンプル・給食の試食を通して、保育園での栄養・味付け・量を知らせている。
給食のアンケートをとり、家庭での食事の様子を知ったり、食育に関心が持てるような取り組みをしている。
- 0～2歳児は「健康記録ノート」3歳児は「連絡帳」や口頭により、日々の情報交換を行い、相談の記録は、「子育て相談シート」に記入している。
また、「今日の活動」として、毎日の様子を掲示し、クラスだよりを配布することにより、子どもの成長を共有できるよう支援を行っている。
- クラス懇談会や個別懇談にて、子どもの姿や生活、保育についてを話し合う機会を設けたり、保育参加やプール参加を行ったりすることで、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
- 「虐待防止マニュアル」があり、毎日、健康観察や保護者とのやり取りを確認したり、「虐待サイン発見チェックリスト」を活用したりすることで、子どもへの虐待防止に努めている。
また、保護者に対しても虐待のタイプや相談などを掲示し、虐待防止への啓発に努めている。

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	14	14	100.0
I-2 事業計画の策定	22	22	100.0
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	14	14	100.0
II-1 経営状況の把握	9	9	100.0
II-2 人材の確保・養成	35	35	100.0
II-3 安全管理	16	16	100.0
II-4 地域との交流と連携	32	32	100.0
III-1 利用者本位の福祉サービス	35	35	100.0
III-2 サービスの質の確保	34	34	100.0
III-3 サービスの開始・継続	16	16	100.0
III-4 サービス実施計画の策定	16	16	100.0



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 養護と保育の一体的展開	40	40	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育	44	44	100.0
1-(3) 職員の資質向上	5	5	100.0
2-(1) 生活と発達の連続性	23	23	100.0
2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	27	27	100.0
2-(3) 健康及び安全の実施体制	9	9	100.0
3-(1) 家庭との緊密な連携	25	25	100.0

